

第7期横浜市子ども・子育て会議 第1回保育・教育部会 第35期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会 合同部会 公開議事会議録		
日 時	令和6年12月11日(月)18時～19時56分	
開催場所	市役所18階 みなと6・7会議室	
出席者	石井部会長、山瀬副部会長、稲田委員、尾木委員、清水委員、芥田委員、森委員	
欠席者	大澤委員、大庭委員、倉根委員	
開催形態	公開(一部非公開)	
議 題	議事<公開案件> 【子ども・子育て会議】 (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について 議事<非公開案件> 【子ども・子育て会議】 (2) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について 【児童福祉審議会】 (3) 認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について	
議 事	(1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について 石井部会長 事務局 石井部会長 清水委員 森委員	議事(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について、事務局から説明をお願いします。 資料に沿って説明。 それでは、ただいまの事務局の説明について質問や意見がございましたらお願いいたします。 預かるための一時保育や保護者のためとは違い、こどもにとっての施策ができたというのがとても大きなことです。ただ、純粋に幼稚園運営している園の方たちと、私たちがどうつながり、連携していくかが課題だと感じています。小さいうちは家で見てほしいと考えている幼稚園も多いのですが、そういうところに、こうして多機能化していくことで生き残っていかなくては地域の教育力が落ちてしまうということも伝えながら進めていきたいです。 埼玉の事例ですが、親子で通うのをベースにするという話があります。これは非常に大きなことで、特に乳児、2歳児等に関しては、急に離れることはとても大きなハードルになるので、こどもに寄り添いながら進めていける施策になるといいと感じています。 障害児の受入れについて、どのように考えていますか。最初の認定を受けるときに、手続きや面談なども必要だと思います。また、対象

	事務局	<p>年齢が0歳児から3歳未満となっていますが、生まれてすぐにダウン症などの染色体異常が分かる場合もありますが、自閉症や発達障害の場合は途中で分かります。途中で分かったときにどう対応したらいいのかを教えてください。また、対象が3歳児未満となっていますが、療育センター等に通う3歳児は親子通園をしており、4歳から幼稚園等に行きたい場合は、満3歳を超えても自宅にいる場合があるかと思えます。その辺りはどのように変わるのか、教えていただいてもいいですか。</p> <p>まず、障害のあるお子さんについてですが、いわゆる保育所等の場合、入所の申請の中で情報を把握し利用調整を行っています。今回の場合、自治体としての手続の流れとしては、利用を考えていたお子さんが保育所等を利用していないかどうか、こちらの制度の利用要件に合致するかというところを確認します。今、森委員がおっしゃっていたお子さんの状態に関する情報については、恐らく国の総合支援システムの中で登録していただいて、施設が把握するという形になると思われれます。実際に利用された場合、通常の利用料金が、利用者の方は1時間300円、それと自治体から施設に対して1時間850円支払われます。配慮が必要なお子さんの場合、その850円に加算がつくことになっております。施設側が人的な配置などの対応をしたときには、そういった予算措置の中で受け入れていただく形になっている状況です。今後、国の取りまとめの中で詳細が出てくるかもしれませんが、現状ではこのような流れです。</p> <p>次に、満3歳のお子さんについてですが、今の試行的事業と同じように、その3歳のお誕生日を迎えた時点で、制度としては使えなくなります。その後は、例えば認可保育所などの一時預かりをやっているところであれば、そちらにつないで入っていただくことが考えられます。年度途中にお誕生日を迎えた場合でも、利用を終了せざるを得ないのが今の国の制度ですので、恐らく国の議論の中でも1つの項目にはなっておりますが、現状、年齢で切れてしまうという状況にあります。</p> <p>1点目の補足ですが、システムへの入力ほかに、実際の利用に当たっては面談もあります。最初の利用時にももちろん行いますし、利用している途中でも、必要に応じて施設とのやり取りというのは必然的に発生するかと思います。お子さんの状況が変わったときには、システムに登録したこどもの情報を更新していただきます。お子さんが必ずしも1つの施設をずっと利用するわけではなく、別の施設に移ったときにも、全ての施設が見られるわけではないですが、申込みのあった施設は、システムで情報を確認することができます。</p>
--	-----	--

<p>森委員 尾木委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>利用者数の状況が約6割使われているということですが、他の自治体では抽選が激しく、何倍もの倍率があると聞いていますが、横浜市は混乱が少ないように感じました。ホームページで開所時間帯や受け入れ人数などを確認しましたが、午前中が多く、人数もそんなに多くないようです。他の自治体だと、1日中開所しているところや、保護者が来る時間を選ぶような、一時預かりとかなり混乱した状況があります。横浜市でそういうことが生じていない理由は、乳幼児一時預かりがきっちりあるため、まず、それを利用できるという状況もある中で、新しい仕組みが始まるからかなと感じています。</p> <p>量の見込みと確保方策ですが、国が示している計算式で、必要定員数で定員1人当たりの受入れ可能時間数を1日8時間として計算していますよね。これには無理があると思っています。3歳未満児なので、基本、午前中がベストタイムです。午後の午睡の時間に来られても、受入れ側も困りますし、職員と部屋を確保していたら別かもしれないですが、こどもにとっても眠い時間等に来るのは難しく、半日分くらいしか使えないのではないかと思います。試行的事業でも、1か所だけ15時半ぐらいからの受入れ箇所がありましたが、8時間で計算すると足りなくなるのではないかと感じています。この点について、どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>尾木委員、ありがとうございます。今年度行っている試行的事業については、各施設には、定期利用をベースにするようお願いしております。自由利用だと施設の管理が難しいため、定期利用では、例えば平日の火曜日、水曜日の午前中のみといった設定をしているところが非常に多いです。その時間帯を利用できる方が実際に申込みをして、利用につながっています。</p> <p>ご指摘のとおり、国の計算式では、1人月当たりの受入れ可能時間数の8時間×22日として計算しています。イメージとしては、こども誰でも通園制度の1人の枠を1日8時間設け、1か月22日間常に埋まっている前提で176時間となっています。また、施設側には、利用料300円と自治体から1時間850円支払われますが、176時間、常にお子さんがいるということを前提にして運営は回るという説明とセットのところがあります。正直、現実的には難しいと感じています。</p> <p>確かにこの数字で計算すると、必要定員数は少なくなり、横浜市の場合でも2万2,000人に対して1,246人日というような状況になっています。現状では、国の示したこの数字をベースに、横浜市独自の考えを加えることができていません。まだ試行的事業の結果を踏まえてもいない状況ですので、今後やっていく中で、100%のニーズをそもそも見</p>

	<p>尾木委員 石井部会長</p> <p>事務局</p> <p>石井部会長 稲田委員</p>	<p>込むのかどうか、受入れ可能時間数をもう少し現実的な数字で考えたほうがいいのかというのは、今後見直す機会が必要かなと考えているところです。こちらについては、100%のニーズに対して一番少ない枠数でもこのぐらい必要だということですが、一時預かりとの整理についても、今後の検討課題に思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>僕も試行的事業が予想外に少ないと感じました。恐らく、条件がついていることや地域によって違いがあるのかもしれませんが。比較的余力のある園が今実施しているのかと思いますが、保育園での一時預かりと、このこども誰でも通園制度を別に実施するというのは不可能ではないでしょうか。将来的には、例えばこどもが10人いた場合、この子はこども誰でも通園制度、この子は一時預かりのように、すみ分けるのではなく共用化していくのではないのでしょうか。一時預かりも数の予測が難しい事業だと思いますが、一時預かりとの関係は、どうお考えでしょうか。</p> <p>今回、認可保育所が6施設あり、この中には一時預かりをもともと行っている施設もあります。施設や地域による違いはもちろんあるかもしれないですけども、1つの例としては、月10時間では短いため、こちらの試行的事業ではなくて一時預かりの利用につながり、試行的事業の利用者数がなかなか増えない施設もありました。一方で、一時預かりとの組合せという意味での好事例ですと、平日の午前中、要は半日単位だけをこども誰でも通園制度の枠として設定し、午前中だけ利用する方はそこで終わりを、さらに使いたい方はプラスアルファを一時預かりの時間としてセットで実施する形です。このようにすると、お金の話ばかりで恐縮ですが、こども誰でも通園制度自体の金額はそんなに大きくないのですが、ベースとなる平日の体制自体が一時預かりで補える部分があります。うまく組合せができる施設については、認可保育所で一時預かりをやっていたとしても、こども誰でも通園制度のほうも取り入れることができているところが、試行的事業の中ではありました。</p> <p>なるほど、何となくイメージができてきました。</p> <p>皆さんが闊達に議論されている様子を目の当たりにして、慌ててマイクを取りました。利用数が伸びていないのが意外です。私の下の子が4歳で保育園に通っているのですが、どういうふうに広報しているのか気になりました。例えば量の見込みの参考資料では、区によっては1人、多くても4人というところなので、あまり宣伝すると抽選が激化し、不満が出るようになってしまうかもしれないので広報も難しいのでしょうか。一方で、一時預かり制度との組合せをパッケージ化</p>
--	--	--

	事務局	<p>して広報することもできるのではと思ったのですが、今の広報策の状況についてお伺いできますか。</p> <p>今年度の試行的事業につきましては、14施設行っていますけれども、まず、事業の開始に当たって、横浜市のほうで記者発表をさせていただきました。その上で、各区役所や、場合によっては地域子育て支援拠点など、この事業の対象となるお子さんが集まるようなところに、この事業のチラシとかも配架させていただいて、お知らせしたところでございます。それ以外ですと、この事業自体、新しい事業でもありますし、一時預かりとの違いというところを、我々としても、そこをきちんと御説明していくことが非常に大事だと思いますが、そこら辺が利用者の方にどういう形で伝えるのが一番利用につながるというところは、まだ試行的事業の中でも、この数字だけ見ると、確かにおっしゃっていただいた6割程度という意味では、すごく申込みが殺到しているわけでもなく、知った人がうまく使えているかなという状況です。今後の整備の中で、あまりこの制度自体が、特に令和8年度からは、全国一律の給付制度になりますので、それぞれ皆さん一定の権利があって、これはみんなが使えるものだという形になったときに、いざ使えないとか、使える場所がないということがないようにしていきたいと考えております。ただ、利用者の方にそういうことを伝えるのも大事ですけども、参画していただける実施事業者の方にもきちんと理解していただいた上でこの事業を進めていかないといけないし、そこが一番大事なところだと思っていますので、そのあたりは今後も検討していきながら進めたいと思っています。</p>
	山瀬副部長	<p>横浜市は独自の一時預かり予約システムがあるかと思いますが、その場合、保護者側が総合支援システムと一時預かり予約システムの両方を予約する形になるのでしょうか。それとも施設側のほうでシステム上入力できるのでしょうか。そのあたりの仕組みが保護者にとって利用しやすい、分かりやすいものにならないと、分かっている人だけが使える仕組みでは、全てのこどもという制度の趣旨にならないです。全てのこどもを支えるからこそ、様々な仕組みがあり、複雑な制度だと思いますが、分かりやすくして利用しやすいような周知の仕方を併せて考えていただく必要があるのかなと思いました。よろしくお願いいたします。</p>
	事務局	<p>横浜市では乳幼児一時預かりが独自の進化してきたところがあります。市民の方は恐らく満足されていないと思いますが、全国に比べれば供給量も多く、利用者も多い状況の中で、こども誰でも通園制度が出てきました。そのため、全国で広げていく話と、独自性での難しさがあり、そこをどう整理していくかは、今おっしゃられた予約シ</p>

	石井部会長	<p>テムや、供給サイド、使う側の使い勝手など、どう整合を取るのか、は大きな課題です。トライ・アンド・エラーで進めていきますので、また現場の声も聞かせていただき、改善していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
	事務局	<p>今回の試行的事業を実施している園は、予約が殺到しそうな地域の園はあるのでしょうか。色々なタイプの施設を入れておいたほうが試行的にはデータが取れるように思いました。</p> <p>実施施設は14施設ですが、エリアについてはばらばらです。横浜市の市域全域という形ではなく、どちらかというと、北部に近いほうが多い状況です。今回抽選によって利用者を決定した地域子育て支援拠点は、ふだんから在宅でお子さんを育てている方が利用している施設です。抽選の上で、定員3名の利用者を決定したと伺っています。</p>
	石井部会長	<p>他にいかがでしょうか。それでは、意見がないようですので、委員の皆様にご伺います。当部会の意見として、事務局の示したとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>